

条例改正説明資料

議案第 8 号 船橋市霊園条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 2 5 新旧対照表 P 1 8

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の管理料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

管理料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、管理料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和 2 年 6 月	納付書発送時、使用者に対する管理料改定の周知を行う
令和 3 年 4 月	管理料改定

2. 主な改正箇所

第 16 条第 1 項第 1 号中「990 円」を「1,220 円」に改め、同項第 2 号中「1,485 円」を「1,830 円」に改める。

1 平方メートルあたりの霊園管理料

		(新)	(旧)
年間	市内	1,220 円	990 円
	市外	1,830 円	1,485 円
10 月 1 日以降 許可分※	市内	610 円	490 円
	市外	910 円	730 円

※同条第 2 項中「半額」の次に「(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」と規定されている。

3. 施行期日

令和3年4月1日

使用者に対する料金改定の周知については、例年6月の納付書発送時に行うため、当該改正の周知については令和2年となることから、施行期日は令和3年4月1日からとする。

※管理料は市内・市外の基準日は4月1日とし、年1回6月末に徴収している。なお、10月1日以降許可分は半額とする。

<参考1> 主な墓地区画の霊園管理料（円）

面積（㎡）	市内		市外	
	（新）	（旧）	（新）	（旧）
3	3,660	2,970	5,490	4,450
4	4,880	3,960	7,320	5,940
6	7,320	5,940	10,980	8,910
9	10,980	8,910	16,470	13,360
16	19,520	15,840	29,280	23,760
26	31,720	25,740	47,580	38,610

<参考2> 市営霊園の墓地区画数（2箇所）

○船橋市馬込霊園 船橋市馬込町1216番地

20,950区画（普通墓地15,013区画、芝生墓地5,937区画）

○船橋市習志野霊園 船橋市習志野2丁目5番9号

684区画（普通墓地のみ）

総区画数 21,634区画

条例改正説明資料

議案第 9 号 船橋市霊堂条例の一部を改正する条例

内容 議案書 P 27 新旧対照表 P 19

1. 改正理由及び改正内容

(1) 背景

行財政改革推進プランの柱として、「受益者負担の見直し」における『公共施設の使用料見直し』が掲げられている。これらの取り組みを推進するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

使用料の見直し

(3) 現状と改正の影響

厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人の適正な負担を考慮した見直しが必要であり、使用料を改正することで受益者負担の適正化を図る。

(4) 事業スケジュール（予定）

年月	事項
令和 2 年 6 月	納付書発送時、使用者に対する使用料改定の周知を行う
令和 3 年 4 月	使用料改定

2. 主な改正箇所

第 11 条第 1 項第 1 号中「4, 400 円」を「5, 180 円」に改め、同項第 2 号中「6, 600 円」を「7, 770 円」に改め、同条第 2 項中「半額」の次に「(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

		(新)	(旧)
年間	市内	5, 180 円	4, 400 円
	市外	7, 770 円	6, 600 円
10 月 1 日以降 許可分	市内	2, 590 円	2, 200 円
	市外	3, 880 円	3, 300 円

3. 施行期日

令和3年4月1日

使用者に対する料金改定の周知については、例年6月の納付書発送時に行うため、当該改正の周知については令和2年となることから、施行期日は令和3年4月1日からとする。

※使用料は市内・市外の基準日は4月1日とし、年1回6月末に徴収している。なお、10月1日以降許可分は半額とする。

<参考1> 霊堂の数（2箇所）

○船橋市馬込霊堂 船橋市馬込町1202番地2（馬込霊園内）

収蔵可能数 1,000体

○船橋市習志野霊堂 船橋市習志野2丁目5番9号（習志野霊園内）

収蔵可能数 300体

総収蔵可能数 1,300体

霊園・霊堂

○算定における条件

霊園

運営	140,676千円	負担割合	100%
資本	0	稼働率	-
H30年度使用料収入		116,821千円	

○料金比較表

料金区分	現行	新（案）
霊園管理料	990	1,220

霊堂

運営	1,983千円	負担割合	100%
資本	4,760千円	稼働率	-
H30年度使用料収入		5,392千円	

料金区分	現行	新（案）
霊堂使用料	4,400	5,180

○近隣他市比較

自治体名	種別	料金		使用料の考え方		備考
		霊園管理料	霊堂使用料	受益者負担率	資本費算入	
船橋市	【現行】馬込・習志野霊園	990	4,400	100%	×	霊園管理料は市内在住者の1㎡あたり料金。 霊堂使用料は市内在住者の料金。
	【改正案】馬込・習志野霊園	1,220	5,180	100%	○	
市川市	市川市霊園	1,110	6,070	100%	○	霊園管理料は1㎡あたり。 霊堂を利用できるのは市民のみ
浦安市	浦安市墓地公園	1,700	6,600	100%	○	霊園管理料は1㎡あたり（使用期間は30年） 霊堂使用料は市内在住者の料金/年。
市原市	市原市海保墓園	690	2,100	100%	○	霊園管理料は市内在住者の1㎡あたり料金。 霊堂使用料は市内在住者の料金/年。

